

令和6年第2回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和6年2月6日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和6年2月16日
4. 出席農業委員 18名
 - 1番 佐藤 易廣
 - 2番 柳沼 正治
 - 3番 八巻 長一
 - 4番 寺島 武
 - 5番 渡邊 政幸
 - 6番 菅野 照
 - 7番 鈴木 政浩
 - 8番 穴戸 洋一
 - 9番 阿部 忠幸
 - 10番 浦山 公一
 - 11番 大槻 孝徳
 - 12番 吉田 浩重
 - 13番 大橋 吉成
 - 14番 千葉 利市
 - ~~15番 長沢 壽幸~~
 - 16番 佐藤 清光
 - 17番 渡邊 茂
 - 18番 土屋 洋一郎
 - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 1名
6. 出席農地利用最適化推進委員 19名
 - 20番 佐藤 輝弥
 - 21番 佐々木 春男
 - 22番 大武 有子
 - 23番 後藤 喜美枝
 - 24番 橘 典雄
 - 25番 八島 市蔵
 - 26番 高橋 敏明
 - 27番 菊池 和彦
 - 28番 齋藤 信夫
 - ~~29番 佐藤 善一~~
 - 30番 渡邊 みき子
 - 31番 野田 源吉
 - 32番 舟山 健一
 - ~~33番 引地 秀樹~~
 - 34番 八城 智広
 - 35番 佐瀬 之人
 - ~~36番 小賀坂 伸夫~~
 - 37番 秋葉 武
 - 38番 大和田俊一郎
 - 39番 三浦 秀勝
 - ~~40番 阿部 良夫~~
 - 41番 津田 茂
 - 42番 井上 林一
 - ~~43番 八巻 博~~
7. 欠席農地利用最適化推進委員 5名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 現況確認証明願いについて
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について
 - 議案第6号 伊達市農作業賃金標準額を定めることについて
 - 議案第7号 あっせん申出について
 - 報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
 - 議 長 只今から、令和6年第2回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後3時13分宣告)
只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員19名で定足数に達しております。
よって令和6年第2回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、11番、大槻孝徳委員、12番、吉田浩重委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●●●さんは、トラクター、乗用草刈機、軽トラック、耕運機、噴霧器等の農業機械を所有し、家族で年間550日農業に従事しており、許可後の耕作面積は355aです。通作距離は、自宅から車で5分から10分の範囲にあります。

2番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●●●さんは、トラクター、耕運機の農機具を所有し、本人が年間200日農業に従事しており、許可後の耕作面積は70aです。通作距離は、自宅から車で3分であります。

3番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。

●●●●さんは、草刈機、噴霧器の農業機械を所有し、家族で年間200日農業に従事しており、許可後の耕作面積は12aです。通作距離は、自宅から徒歩で2分であります。新規就農者となります。

4番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●●●さんは、トラクターを所有し、本人が年間150日農業に従事しており、許可後の耕作面積は9aです。通作距離は、現在建築中の自宅と隣接しております。新規就農者となります。

5番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機の農機具を所有し、家族で年間180日農業に従事しており、許可後の耕作面積は173aです。通作距離は、自宅から車で5分であります。

6番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●さんは、トラクター、動力噴霧器、軽トラック等の農業機械を所有し、家族で年間570日農業に従事しており、許可後の耕作面積は120aです。通作距離は、自宅から車で5分から10分の範囲にあります。

7番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●さんは、トラクター、田植機、コンバイン、高所作業車、スピードスプレヤー、トラックの農業機械を所有し、家族が年間950日農業に従事しており、許可後の耕作面積は243aです。通作距離は、自宅の前であります。

8番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。

●●さんは、管理機等の農業機械を所有し、家族が年間300日農業に従事しており、許可後の耕作面積は26aです。通作距離は、自宅から車で10分であります。

9番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。

●●さんは、耕運機、田植機、軽トラック等の農業機械を所有し、家族で年間180日農業に従事しており、許可後の耕作面積は130aです。通作距離は、自宅から車で15分であります。

10番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●さんは、耕運機、スピードスプレヤー等の農業機械を所有し、家族で年間580日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は79aです。通作距離は、自宅から車で6分であります。新規就農者となります。

11番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●さんは、管理機、噴霧器、草刈機等の農業機械を所有し、家族が年間200日農業に従事する予定です。許可後の耕作面積は4aです。通作距離は、自宅から車で3分であります。

12番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●さんは、耕運機、スピードスプレヤー、トラクター等の農業機械を所有し、本人が年間250日農業に従事しており、許可後の耕作面積は121aです。通作距離は、自宅から車で10分であります。

13番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、耕運機、噴霧器、軽トラック等の農業機械を所有し、家族が年間550日農業に従事しており、許可後の耕作面積は32aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分であります。

14番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、スピードスプレヤー、乗用草刈り機、管理機、動力噴霧器、草刈機等の農業機械を所有し、家族で年間210日農業に従事しています。許可後の耕作面積は34aです。通作距離は、単身赴任先からは、車で1時間30分、本来の住所地の●●●からは、車で25分であります。

●●●●さんと●●●●さんは、親子であります。

15番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●さんは、高所作業車、スピードスプレーヤー、トラクター、乗用草刈機等の農業機械を所有し、家族で年間900日農業に従事しており、許可後の耕作面積は363aです。通作距離は、自宅から車で1分であります。

以上、15件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしく願います。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

34番委員 議案第1号1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。2月9日に現地を確認しました。翌10日に、譲渡人、譲受人から電話でお話を伺いました。現地は2年前に砂利採取をした後、保全管理はされていましたが、何も耕作されていなかったもので、隣接農地を所有する●●●さんが●●●さんに売買を持ち掛けたところ、●●●さんも自宅から離れていて不便な土地だったため、承諾したようです。●●●さんは今後、ブドウを作っていきたいとのことでした。何ら問題がないものと思いますが、皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、21番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。申請地は北医療センターの西側にありまして、現在は保全管理の状態です。譲渡人の●●●さんに電話で確認したところ、高齢なので箱崎の土地は全部処分したいとのこと、●●●さんに話を持ち掛けまとまったそうです。●●●さんはモモ、リンゴ、ブドウの果樹農家です。●●●さんはここでモモを作っていきたいとのことでした。問題ない案件だと思いますので、皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、17番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

17番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月11日に譲渡人、譲受人から話を伺い現地を見てまいりました。申請地は譲受人の●●●さんの家の隣であり、長い間、●●●さんが小作をして自家野菜を作っていました。これからどうぞ野菜を作ってください、とのこと贈与がまとまったそうです。何ら問題のない案件と判断したところです。委員の皆様の

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、27番、菊池和彦調査員、お願いいたします。

27番委員 議案第1号の4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月10日に、譲受人の●●さんから電話で話を伺い、現地を見てまいりました。申請地は長く別の方の土地でありましたが、現在は譲渡人の●●さんという方の土地になっているようです。●●さんは●●さんから宅地を購入し家を新築中ですが、付随する農地も譲り受けることになったそうです。●●さんによると挨拶周りをしている中で、近所の方から営農の指導をしてもらえることになったそうで、家庭菜園をやっていききたいとのことでした。問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、5番、渡邊政幸調査員、お願いいたします。

5番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。2月10日午前に、譲渡人の●●さん、譲受人の●●さん、双方と電話にて話を伺いました。●●さんは勤めているため、今までも隣地を耕作している●●さんに申請地を耕作してもらっておりました。●●さんは後継者もないため、●●さんに売買を持ち掛けたところ、話がまとまったそうです。現地を確認したところ、田は耕起されており、問題ないと見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、41番、津田茂調査員、お願いいたします。

41番委員 議案第1号の6番の案件について、報告いたします。2月11日に現地確認後、譲渡人の●●さん、譲受人の●●さんと、電話でお話を伺いました。譲渡人の●●さんは農業はやらないとのことでした。譲受人の●●さんは林業を営んでおりますが、3年ほど前から農業分野にも事業を拡大しておりまして、話がまとまったそうです。何ら問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の7番の案件について、38番、大和田俊一郎調査員、お願いいたします。

38番委員 議案第1号の7番の案件について、現地調査の結果報告をいたします。譲受人の●●●●さんの新規就農を機に、購入することにしたそうです。何ら問題なく、許可相当と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、29番、佐藤善一調査員の調査報告を、事務局より代読お願いいたします。

農地係長 29番、佐藤善一調査員の調査報告を代読いたします。譲渡人の●●さんは現在●●●に居住しており、耕作することができないため、善一委員が耕作してくれる人を探しており、譲受人の●●さんに話を持ち掛けたところ、売買がまとまったそうです。●●さんは奥さんと一緒に、家庭菜園で野菜を作っていたとのことでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の9番の案件について、現地調査の結果報告をいたします。譲渡人の●●さんに話を聞いたところ、自身が高齢のため、譲受人の●●さんにお譲りすることにしたそうです。問題ない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の10番の案件について、15番、長沢壽幸調査員の調査報告を、事務局より代読お願いいたします。

農地係長 15番、長沢壽幸調査員の調査報告を代読いたします。2月8日に、譲渡人と譲受人から電話でお話を伺いました。申請地は譲渡人の●●さんが実家から相続した土地であり、●●さんの旦那さんが●●●から通作し耕作しておりましたが、高齢になったため、売却を検討しておりましたところ、親戚から譲受人の●●さんを紹介されたそうです。●●さんは保全管理と野菜の作付を行ってきたいとのことでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の11番と12番の案件について、2番、柳沼正治調査員、お願いいたします。

2番委員 議案第1号の11番と12番の案件について、報告いたします。まず11番の案件ですが、2月11日に譲渡人と譲受人から電話でお話を伺い、現地を確認してまいりました。申請地は40年前に譲渡人の父親と譲受人の間に売買を行った土地だったのですが、譲受人が非農家だったため登記ができずにおりました。今年4月から下限面積が撤廃されましたので、今回の申請に至ったそうです。譲受人の●●さんは家庭菜園をやりたいとのことで、何ら問題がないものと見てまいりました。

次に12番の案件ですが、譲渡人の●●さんとは電話が通じなかったため、現在農地を小作している●●さんという方に話を聞きました。●●さんが農業をやめるので所有者の譲渡人に小作の解約を申し出たところ、譲渡人も耕作をす

るつもりがないので土地を買ってほしい、話をされたそうです。そこで●●さんが隣地を耕作していた●●さんに話をしてところ、それでは私が引き受けましょう、と売買がまとまったそうです。譲受人の息子さんは勤めながら農業を手伝っておりまた、息子さんの奥さんも●●さんに農業を教わっているところであり、何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の13番の案件について、40番、阿部良夫調査員の調査報告を、事務局より代読お願いいたします。

農地係長 40番、阿部良夫調査員の調査報告を代読いたします。2月8日に、譲渡人と譲受人から電話でお話を伺いました。申請地は譲受人がモモを栽培している35アールほどの畑に隣接しており、10年ほど前から、譲渡人のお父さんから借りてモモを栽培している土地です。今回、相続登記が完了し、これを機に売買することになったそうです。譲受人の●●●●さんはモモやブドウを栽培する、地域でも数少ない果樹農家であり、農地を適切に管理するものと思われるので、問題のない案件とみてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の14番と15番の案件について、4番、寺島武調査員、お願いいたします。

4番委員 議案第1号の14番と15番の案件について、報告いたします。まず14番の案件ですが、2月9日に譲渡人の●●●●さんとは現地で、譲受人の●●●●さんとは電話でお話を伺いました。現地には花木が植えられております。2人は親子で、生前贈与ということで、許可相当と見てまいりました。

次に15番の案件ですが、同じく2月9日に譲渡人の●●●●さんと、譲受人の●●●●さんとは現地で話を伺いました。●●さんの畑は、●●さんの畑に挟まれており、何かとお互い不便な状況にあったため、売買の話になったそうです。許可相当と見てまいりましたが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第1号の7番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第1号の7番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の14件の案件を一括審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分1件を除く14件の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分1件を除く14件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手多数）

議 長 賛成多数。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分1件を除く14件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議 長 次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分7番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分7番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分7番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の当事者分7番については、原案のとおり「許可決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号●番、●●●●委員 入室着席）

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、2番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいただきます。

農地係長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の補足説明を申し上げます。

1番については、一般住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買です。住宅敷地の拡張で、追認案件となります。農地区分は、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用許可可能と判断しました。

2番については、砂利採取及び農地改良のための一時転用であります。貸借権の設定2年間です。農地区分は、農振農用地区域内の農地でありますので、農用地となります。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため、転用許可可能と判断しました。

3番については、仮設事務所及び露天駐車場敷地のための一時転用であります。貸借権の設定1年間です。農地区分は、伊達総合支所から1キロm以内の距離にあり、宅地化率が40%を越えていますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、一時転用許可可能と判断しました。

4番については、仮設労務者宿舎敷地への一時転用であります。貸借権の設定3年間です。農地区分は、都市計画の非線引都計用途区域内の農地でありますので、第3種農地となります。第3種農地は、原則として許可できるようになっていますので、一時転用許可可能と判断しました。

以上4件とも、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第2号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2月15日午前9時、伊達市東交流館集合で、佐々木推進委員、八城推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。申請地は、伏黒にあります●●●●のすぐそばにある農地です。譲受人の●●さんが譲渡人の●●さんから農地を買ったところ、隣の家との境界に、細長く農地があったものです。幅50cm、長さ10mくらいの土地であり、農地としての利用はできない土地であると見て、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

す。

34 番委員 議案第 2 号の 2 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2 月 15 日午前 9 時、伊達市東交流館集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は大正橋の近くです。申請人の一人、●●さんに話を聞くと、去年申請地を購入したのですが、家庭菜園として利用されていたため、支柱や小さなパイプハウスなどが放置されており片付けるのにどうしようかと思っていたところに砂利採取を持ち掛けられ、農地改良にもつながるため承諾したとのことでした。隣接農地への影響なく施工するとのこと、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 3 番の案件について、21 番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21 番委員 議案第 2 号の 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2 月 15 日午前 9 時、伊達市東交流館集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は、箱崎の●●●●●●●●から 100 メートルくらい行ったところにある農地です。本申請は、国道沿いに建築する予定の店舗にかかる仮設事務所などの用地への一時転用です。この農地は現在保全管理状態で、何も耕作されていない状態です。隣接農地への影響もなく、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 2 号の 4 番の案件について、33 番、引地秀樹調査員の調査報告を、事務局より代読お願いいたします。

農地係長 33 番、引地秀樹調査員の調査報告を代読いたします。議案第 2 号の 4 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2 月 15 日午前 10 時 30 分、霊山総合支所集合で、菅野委員、大橋委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は、旧霊山町時代に役場の駐車場だった土地の後ろの農地になります。今回、送電線工事に伴う鉄塔建設のための仮設労務者宿舎敷地への一時転用になりますが、周囲を宅地に囲まれており問題のない案件と見ており、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」の 4 件の案件について質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案

議 場 (委員挙手全員)

議長 次に、議案第３号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

補足説明を農地係長からいただきます。

1番、●●●●●●●●●●については、平成10年頃より物置敷地、及び、付近の消防屯の団員臨時駐車場敷地として利用し現在に至っております。

[illegible][illegible]

以上３件とも、証明を付すのもやむを得ないものと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第３号の１番の案件について、１０番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10 番委員 議案第3号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2月15日午前9時50分、伊達市役所本庁舎集合で、佐藤委員、私と、事務局2名の計4名で現地を確認して参りました。申請地は、市街中心部、保原町七丁目交差点から国道399号線を北に向かい、保原小学校交差点を右折しまして、旧伊達町付近の農地です。消防屯所敷地として30年近く利用されており、現況から「今後の利用計画を検討した結果、今回、雑種地として申請されたものです。周辺は住宅地であり、承認もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議案第3号の2番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたしま

す。

1 番委員 議案第 3 号の 2 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2 月 15 日午前 9 時 50 分、伊達市役所本庁舎集合で、浦山委員、私と、事務局 2 名の計 4 名で現地を確認して参りました。申請地は、上保原小学校付近の農地です。50 年以上、宅地進入路として使用されてきましたが、今回、空き家バンクへの登録の過程で判明したものです。農地への復旧も難しいと思われ、承認もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第 3 号の 3 番の案件について、4 番、寺島武調査員、お願いいたします。

4 番委員 議案第 3 号の 3 番の案件について現地調査の結果報告をいたします。2 月 15 日午前 11 時、月舘総合支所集合で、千葉委員、高橋推進委員、私と、事務局 2 名の計 5 名で現地を確認して参りました。申請地は、高速道路建設の際に分断され通作困難となった農地です。取付道路を登って行きますと、どこが農地かわからないほど、山と一体化しており、農地への復旧も難しいと思われました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 議案第 3 号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 3 号、「現況確認証明願いについて」の 3 件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 3 号「現況確認証明願いについて」の 3 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 4 号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 7 件、賃貸借権設定に係る 15 件、使用貸借権設定に係る 8 件について、一括審議することにご異議ご

ざいませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、所有権移転に係る 7 件、賃貸借権設定に係る 15 件、使用貸借権設定に係る 8 件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 7 件、賃貸借権設定に係る 15 件、使用貸借権設定に係る 8 件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る 7 件、賃貸借権設定に係る 15 件、使用貸借権設定に係る 8 件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 5 号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用集積等促進計画（案）につきましては、昨年 4 月の法改正により、従来の農用地利用配分計画から、農用地利用集積等促進計画に名称が改正されたものでございます。手続きとしては今までと変わりなく、農地中間管理事業により農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに促進計画を定め、県知事の認可を受けると促進計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和 6 年 3 月 25 日となっています。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 これより審議に入ります議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 6 号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 6 号朗読説明）

議 長 これより質疑に入ります。議案第 6 号「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」の質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 6 号、「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 6 号、「伊達市農作業賃金標準額を定めることについて」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第 7 号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 7 号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第 7 号、「あっせん申出について」の 1 件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第 7 号「あっせん申出について」の 1 件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1 番の案件について、梁川地区担当から 28 番、齋藤信夫推進委員と、38 番、大和田俊一郎推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。
これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。
長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 6 年第 2 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。（午後 4 時 31 分閉会）

11. 提出事項の顚末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	承認決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定
	議案第 6 号	承認決定
	議案第 7 号	承認決定

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

